

2 ベビーシッター利用料等補助

両立支援

研究者（性別問わず）

(1) 趣旨

子供を持つ研究者が出産・育児等を理由に研究を断念することがないように、研究と育児を両立させることを目的として、ベビーシッターや託児室の利用料等の補助を行う。

(2) プログラム内容（第1回）

ベビーシッターや託児施設の利用料等を補助する。

- ◎ 採択人数 20名程度
- ◎ 補助は上限5万円とする。ただし、予算状況により、減額となる場合がある。
- ◎ 平成28年度第1回のプログラム実施期間は、平成28年4月1日～平成28年9月30日の利用分とする。
- ◎ 主に研究、講義、学生指導、出張、学会参加などの研究と育児との両立を目的としたベビーシッター、託児施設における一時・延長保育などの利用に要する費用とする。
- ◎ 補助対象は、シッター等による保育業務（送迎に係る交通費、早朝、夜間の割増料金含む）に係る料金。家事代行等の附帯的な料金、入会金、年会費、キャンセル料等は補助対象外である。
- ◎ 本学学内保育施設の一時保育利用及び病後児保育室利用は、補助対象としない。

(3) 申請資格

本学に所属する教員（特任教員（運営）を除く）、技術職員（施設系技術職員を除く）、ポスドク（教育研究支援者など）、学生（博士課程後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程の在学生）のうち、次の各項のいずれかに該当する者。

- ① 同居する小学校3年生までの子の育児を現に自ら行っている者
 - ② 補助の申請を行う日から6月以内に出産する予定である者又はその配偶者
- ※ ただし、申請者の他に日常的に養育できる者がいる場合は、申請できない。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙2「平成28年度ベビーシッター利用料等補助利用申請書（第1回）」
- ◎ 別紙9「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 申請資格について確認できる書類
子供の年齢を証明できる健康保険証・住民票、出産予定日を確認できる母子手帳等（写しも可）

(5) 申請締切（第1回）

平成28年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめの上、平成 28 年 2 月 15 日 (必着)までに 総務企画部総務課 へご提出ください。

※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、総務企画部総務課へご相談ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 28 年 3 月中旬 (予定)。

(8) 年度報告

採択者は年度末に別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

- ◎ 第 2 回 (対象期間は平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日) は平成 28 年 9 月に募集を行う予定である。第 1 回目の採択者も応募可能であるが、その採択は予算状況による。
- ◎ 採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等